

ケ間之内、四面懸壁代帳與御簾卷上之、四尺、几三面北立廻五尺屏風、帳後不立之、五尺屏風、畫四季景物、
立所、仍庇南際四尺屏風、繪秋也。

〔三好筑前守義長朝臣亭江御成之記〕一御屏風は、必々松竹の金屏立云々、屏風は人の物著用の如くに立ル、上座は人の物著るごとく、其より下座へは、上座の屏風下にかさなるやうにたつる也。

〔雅亮裝束抄〕だいきやうのこと

もやぎはのみすをおろして、其うへに屏風をたつることつねのごとし、ひんがしみなみのはしよりたつべし、これはにしはれのぎなり、ひんがしひはれならば、ひんがしのひさしを、弁少納言のざにはなるべきなり、屏風そのおりは、この少納言のざの志もより、春はたつべきなり。

〔九曆〕天徳元年正月十八日、喚木工頭道風朝臣勧酒、被女裝束一襲、依書大饗料屏風。

〔公任卿集〕寛仁二年正月、入道前太政大臣大饗し侍りけるに、屏風の繪に、山里にもみぢ見る人きたるところ、

山里の紅葉みにとやおもふらむ散はて、こそとふべかりけれ

〔婚禮推陳記〕嫁輿よりおり給ふ所は、三の間か又は二の間たるべし。

〔略〕中興の廻りに屏風を立て、

妻の下座江見えざる様にさすべし。

〔略〕中

師傳に、○中屏風は、鶴龜松竹の白繪の屏風也、裏形と胡粉にて龜甲形付たる白繪の屏風也。

〔小右記〕長徳五年元年、長保十月廿八日丁丑、彼此云、昨於左府道長藤原撰定和歌、是入内女御門院上東料屏風歌、花山院法皇右衛門督公任、左兵衛督高遠、宰相中將齊信、源宰相俊賢、皆有和歌、上達部依左府命獻和歌、往古不聞事也。何況於法皇御製哉、又有主人和歌云々、今夕有被催和歌之御消息、令申不堪由定有不快之色歟、此事不甘心事也。

〔榮花物語八花〕東宮は枇杷殿におはします、亥はす六年、弘に成ぬれば、かんのとの妍子、藤原の御ま